諮問第21号の答申 国民生活基礎調査の変更について(案)

本委員会は、国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の要件に適合しているため、変更 を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

2 理由等

(1)調査事項

ア 調査事項の追加

(ア) 学歴の追加(世帯票)

厚生労働省は、世帯票において、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する計画である。

これについては、学歴が世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もなく、平成20年7月に実施された国民生活基礎調査試験調査(以下「試験調査」という。)の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(イ) 同居していない者の人数の追加(世帯票)

厚生労働省は、世帯票において、単身赴任等の特定の事由で同居していない者に関し、従来、その有無のみを事由別に把握してきたが、新たに、同居していない者の人数を把握する計画である。

これについては、家計支出額等とクロス集計することにより、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、人数の記入が、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられないことから、適当である。

ただし、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者について、結婚等で新たに世帯を構えた者との区別を用語上明らかにするため、調査票の「同居していない」という用語を適切な表現に改めるほか、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者として、計上されるべき者がより明確になるよう、調査票の説明を変更する必要がある。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加 (健康票)

厚生労働省は、健康票において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定保健指導等(注)の実施状況を新たに把握する計画である。

これについては、特定保健指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、適当である。

(注) 特定保健指導は、40歳以上74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者(ただし20歳以上)に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ) 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加(健康票)

厚生労働省は、健康票において、従来、過去1年間の受診実績のみを把握してきた各種がん検診のうち、子宮がん及び乳がんについて、新たに、過去2年間の受診実績を把握する計画である。

国民のがん検診の受診率に関しては、がん対策推進基本計画(平成 19年6月15日閣議決定)において、50%以上とすることが目標として定められている。当該受診率の測定には、本調査の結果が利用されているが、他のがん検診と異なり、子宮がん及び乳がん検診の頻度は、厚生労働省の指針により、2年に1回とされており、過去1年間の受診実績のみでは、正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績を把握する必要は認められる。また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加は、適当である。

ただし、調査票の設計上、過去1年間の受診実績の有無にかかわらず、 20歳以上のすべての女性が回答対象であることが分かりにくいため、回答 が必要な者について明記し、記入漏れが生じないようにする必要がある。

(オ) 児童手当等の追加(所得票)

厚生労働省は、所得票において、従来、年間所得の内訳の「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきた児童手当等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。)を、「その他の社会保障給付金」から分離し、回答項目として独立させる計画である。

これについては、児童手当等の額を把握することにより、少子化対策に有用な基礎的情報が得られると考えられること、また、従来合算されていた児童手当等を分離し記載することが、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられず、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

イ 調査事項の削除

(ア) 1日の平均の片道通勤時間の削除(世帯票)

厚生労働省は、世帯票において、1週間の就業日数等に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた1日の平均の片道通勤時間を削除する計画である。

これについては、平成 16 年及び平成 19 年に実施された本調査により、 おおよその状況が把握できたこと、また、上記アの(ア)及び(イ)のと おり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があるこ とから、適当である。

(イ) 世帯を別にしている子の人数の削除(世帯票)

厚生労働省は、世帯票において、世帯を別にしている子に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた世帯を別にしている子の人数を削除する計画である。

世帯を別にしている子の人数は、一般的に、親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。しかしながら、様々な親子関係がある中、経済的支援や介護支援等の量を子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、また、上記アの(ア)及び(イ)のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数の削除は、適当である。

(2)調査方法

厚生労働省は、所得票について、所得や課税などの内容を統計調査員に対して口頭で答えたくないと考える報告者の抵抗感を和らげ、調査票の円滑な回収を可能にするため、他計方式から自計方式に変更する計画である。

これについては、自計方式化に当たり、記入方法の説明や調査事項のレイアウト等の工夫で報告者負担の抑制を図るとともに、世帯内での個人情報保護意識に配慮し、世帯員ごとに別調査票とするなどの措置が講じられ、さらに、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(3) 集計・公表

ア 集計事項

厚生労働省は、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する計画である。

集計事項の充実については、研究者等の一般利用者及び行政側、双方にとって利用し得る情報の増加となることから、おおむね適当である。

ただし、有業者の所得金額と就業形態や教育等とをクロスする集計事項については、厚生労働省の計画にある平均所得金額とクロスする集計事項に加えて、所得金額の分布を見ることも重要であることから、所得金額階級とクロスする集計事項を作成する必要がある。

また、集計事項の削除については、特に、研究者等の一般利用者にとって、利用し得る情報の減少となるものの、調査票情報の二次利用により、ある程度代替が可能と考えられることを踏まえた場合、需要に応じた統計作成の効率化の観点から適当である。

イ 心の状態に関する調査事項の集計方法

心の状態に関する調査事項(以下「K6」という。) (注)については、平成19年に実施された本調査に係る統計審議会(当時)の答申(以下「審議会答申」という。)において、「調査結果を精査の上、例えば、K6の点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある」と指摘されたところである。

厚生労働省は、この指摘を受け検討を行ったが、K6の適切な表章方法についてなお研究中であることを踏まえ、平成19年に実施された本調査に引き続き、K6の点数を合計した結果表の作成を見送る計画である。

しかしながら、合計されたK6の点数は、心の健康状態を反映した尺度数値であり、一定の社会的配慮を要するものの、自殺対策等の基礎資料として有用な情報になると考えられるため、平成22年に実施される本調査から、K6の点数を合計した結果表を作成することが必要である。

(注) ハーバード大学医学部 Kessler 教授らによって開発された心の健康状態を把握する方法であり、 平成19年に実施された本調査で、健康票の調査事項として導入された。

(4) 母集団推定の方法

本調査で用いる母集団推定の方法については、審議会答申において、より適当な推定を行う観点から研究を行うよう指摘されたところである。

本調査の結果から推定された母集団値に関しては、国勢調査の結果と比較した場合、単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事例が見られている。

国勢調査の結果との差は、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であると考えられる。そのため、厚生労働省は、住民基本台帳の利用や近隣世帯からの聞き取りによる調査地区の世帯名簿の精緻化を通じて、調査票回収率の偏りをとらえ、当該情報を基に母集団推定の方法を工夫することで非標本誤差を縮小できないか検討を行ったが、推定結果の改善にはつながらなかったことから、現行の母集団推定の方法を継続する計画である。

これについては、調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るために直ちに採用できる効果的な手段がない現状では、母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは、当面は困難であると認められることから、やむ

を得ない。

なお、厚生労働省では、非標本誤差の縮小には、現時点では、まず調査票回収率の向上に努めるべきと考えられることから、調査票回収率の向上策として、 平成22年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等 に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採ることとしており、 これらの措置については、適当と考えられる。

3 今後の課題

本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2(4)で述べた調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。

また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成25年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある。



総 政 企 第 313 号 平成21年10月30日

統計委員会委員長 殿

総務 大 臣原 口 一



諮問第21号 国民生活基礎調査の変更について (諮問)

標記について、平成21年10月20日付け厚生労働省発統1020第3号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(国民生活基礎調査の変更について)

1 調査の目的等

国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種統計調査において報告者の抽出に用いる母集団情報を提供することを目的として、実施する調査である。

本調査は、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に基づく指定統計である国民生活基礎統計(指定統計第 116 号)を作成するための指定統計調査として、昭和 61 年を初回として、3 年ごとに大規模調査を、中間年に簡易調査を実施してきており、その後、平成 21 年 4 月に、新統計法(平成 19 年法律第 53 号)が全面施行されたことに伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

なお、平成22年に実施が予定されている本調査は、第9回目の大規模調査に当たる。

2 申請の趣旨

国民の個人情報保護意識の変化を考慮し、調査方法を変更するほか、社会経済情勢の変化に応じて多様化する国民生活の実態をより的確に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、調査事項の変更を行う。

また、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要等を踏まえ、集計事項の追加及び削除を行う。

3 申請内容

(1)調査方法の変更

国民の個人情報保護意識の変化に起因する本調査への理解及び協力意識の低下やそれに伴う統計調査員の負担の増加を踏まえ、所得票について、他計方式(統計調査員による聞き取り方式)から、自計方式(報告者による自己記入方式)に移行する。

(2)調査事項の変更

ア 調査事項の追加

(ア) 学歴の追加(世帯票)

世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、学歴とストレスの相関関係等、従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する。

(イ) 同居していない者の人数の追加(世帯票)

単身赴任や学業等で同居していない者について、従来はその有無のみを事由別に把握してきたが、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、同居していない者の事由別の人数を新たに把握する。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加(健康票)

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、生活習慣病の予防を目的として平成 20 年度から開始された特定保健指導(注1)について、指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられることから、特定保健指導等(注2)の実施状況を新たに把握する。

- (注)1 生活習慣病の要因と考えられている内臓脂肪型肥満 (メタボリック・シンドローム) の該当者や予 備群に対して行う生活習慣の改善に向けた保健指導
 - 2 特定保健指導は、40歳以上 74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者(ただし 20歳以上)に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ)子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加(健康票)

がん対策推進基本計画(平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、国民のがん検診の受診率を50%以上とすることが目標として定められており、当該受診率の測定には、本調査結果が利用されている。

従来、本調査において、各種がん検診については、過去1年間の受診実績のみを把握し、その結果を、基本計画に掲げられた受診率の測定に用いてきたが、子宮がん及び乳がんの検診に関しては、厚生労働省の指針により、2年に1回行うこととされており、過去1年間の受診実績では、がん検診の正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診について、過去2年間の受診実績を新たに把握する。

(オ) 児童手当等の追加 (所得票)

児童手当等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。)は、従来、年間所得の内訳の中で、「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきたが、少子化対策の基礎的な情報であると考えられるため、「その他の社会保障給付金」から分離し、児童手当等の額を新たに把握する。

イ 調査事項の削除

(ア) 1日の平均の片道通勤時間の削除(世帯票)

1日の平均の片道通勤時間は、個人の働き方の態様を多面的にとらえるため、 平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、平成 16 年及び平成 19 年に実施された本調査の結果により、1 日の平均の片道通勤時間のおおよその状況が把握できたこと、並びに上記アの(ア) 及び(イ)のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、1日の平均の片道通勤時間を削除する。

(イ) 世帯を別にしている子の人数の削除(世帯票)

世帯を別にしている子の人数は、一般的に親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、様々な親子関係がある中、交わされる経済的支援や介護支援等の量を子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、並びに上記アの(ア)及び(イ)のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数を削除する。

(3)集計事項の変更

研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計事項 等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する。

平成22年国民生活基礎調査の概要

調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種統計調査において報告者の抽出に用いる母集団情報を提供する。

調査の概要

<調査の報告者>

【世帯票、健康票】約27万6千世帯=約72万5千人

【介護票】 約6千人

【所得票、貯蓄票】約5万世带=約13万2千人

<調査事項>

【世帯票】 住居の状況、家計支出額、世帯員の状況 等

【健康票】 傷病の状況、通院状況、心の健康状況、健康診断の受診実績等

【介護票】要介護度、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、介護者の状況 等

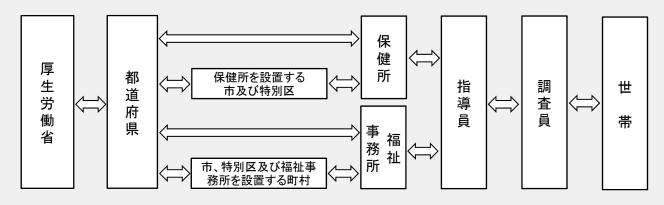
【所得票】年間所得の内訳、課税等の状況、生活意識の状況 等

【貯蓄票】貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高

<調査の方法>

調査期日: 平成22年6月3日(世帯票、健康票、介護票)

: 平成22年7月15日(所得票、貯蓄票)



※ 世帯票、健康票及び介護票は、保健所経由で実施し、所得票及び貯蓄票は、福祉事務所経由で 実施する。

結果の利用

《行政施策への利用》健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、年金保険制度、介護保険制度等の 施策を検討する際の基礎資料として利用

《他統計調査の標本設計における利用》 出生動向基本調査、国民健康・栄養調査、社会保障制度 企画調査等、他の統計調査の標本設計に当たり、母集団情報として利用

平成22年国民生活基礎調査の主な改正内容

調査方法の変更

所得票を「面接他計方式」から「自計方式」へ変更ただし、回収の際に、調査員による確認を行う。

(参考)世帯票 平成19年から自計方式

健康票 昭和61年から自計方式(平成13年から密封回収)

介護票 平成19年から自計方式 所得票 平成22年から自計方式

貯蓄票 昭和61年から自計方式(昭和61年から密封回収)

調査事項の見直し

新しいニーズに応えるため追加する調査事項

- ◎「学歴」を追加(世帯票)
- ◎「同居していない者」について、有無のみから、人数を含めた 把握へ変更(世帯票)
- ◎「健診後の特定保健指導等の状況」を追加(健康票)
- ◎「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績」を追加 (健康票)
- ◎「児童手当等」について、「その他の社会保障給付金」から分離し、その額を把握(所得票)

報告者負担軽減の観点から削除する調査事項

- ◎「1日の平均の片道通勤時間」を削除(世帯票)
- ◎「世帯を別にしている子の人数」を削除(世帯票)

第 20 回人口·社会統計部会結果概要

- **1** 日 時 平成 21 年 12 月 21 日 (月) 13:00~15:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者
 - (委員)阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、岩崎専門委員、玄田専門委員、橋本専門委員 門委員

(審議協力者) 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(事務局) 内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室

(調査実施者) 厚生労働省

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 結果概要

(1)世帯票の修文に関する審議

これまでの部会審議で、設問の「同居していない」を、「現在は世帯を離れている」に変更することが適当とされた世帯票の質問2(同居していない者の有無及び人数)について、審査部局である総務省から、報告者が設問意図を正しく理解した上で回答できるよう、質問2の設問やそれに関連する箇所を更に修文することが提案され、審議の結果、適当とされた。

なお、総務省の提案に加え、国民生活基礎調査の対象となる世帯員の定義に関する情報を、 世帯票の冒頭や調査の手引に追記するよう、審議協力者から要望が出され、対応については、 部会長に一任することとされた。

(2) 答申案に関する審議

部会長から答申案が示され、審議の結果、下記の意見を踏まえた所要の修正が行われること を前提として、答申案が了承された。

なお、答申案の修正については、部会長に一任することとされた。

ア 集計事項

- 有業者の所得金額と就業形態や教育等とをクロスする集計事項については、所得金額の 分布を分析することも重要であると考えられるため、平均所得金額とクロスする集計事項 に加えて、所得金額の分布とクロスする集計事項を作成してもらいたい。
- イ 心の状態に関する調査事項の集計方法
 - 点数を合計した結果表を作成することに異議はないが、地域表章をする場合は、誤った 解釈に基づく社会的混乱が発生するおそれもあるため、集計・公表に当たっては、配慮す る必要がある。
- ウ 母集団推定の方法
 - 「調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るための効果的な手段がない」とするの

であれば、厚生労働省が調査票回収率の偏りをとらえるために試行した方策を具体的に記述した方が良い。

また、結論部で「調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るための効果的な手段がない」、「母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは困難」と言い切っているが、あくまで、「直ちに採用できる手段がなく」、「当面困難」なだけであると考えるので、そのように修文すべき。

○ 調査票回収率に応じて非標本誤差を評価し、集計値を補正する理論が構築されてきており、国民生活基礎調査でも、そのような理論を用いて非標本誤差の縮小ができないか研究する必要がある。